

京王テニスクラブ利用約款

京王レクリエーション株式会社

(約款の適用)

第1条 京王テニスクラブ（以下「当クラブ」といいます。）の利用者は、本約款に従っていただきます。
約款において「利用者」とは、プレーをするか否かに関わらず当クラブに来場し施設を利用される方をいいます。

(休業日、営業時間)

第2条 当クラブの休業日及び営業時間については、当クラブが別に定めるところによります。
ただし、臨時に変更する場合があります。

(施設利用の拒絶)

第3条 当クラブは次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断りする事があります。

1. 天災その他やむを得ない事情により、クラブを休業するとき
2. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行う恐れがある者と認められるとき
（これには、当クラブのスタッフまたは他のお客様に対するハラスメント行為（暴言、威圧的な言動、性的な発言、執拗な抗議、誹謗中傷等）を含む）
3. 利用者が集団的にまたは、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められるとき
4. 偽名又は他人名義で登録が行われたとき
5. 泥酔等により、正常な施設利用が出来ないと認められるとき
6. 刃物、危険物等を所持しているとき
7. ルール・マナー、またはスタッフの制止・指示に著しく反するとき及びその警告を無視して改めないとき
8. 電話、メール、SNS 等において、正当な理由なく、または不当な方法で当クラブの運営を妨げ、もしくはスタッフの心身を害する言動を行ったとき
9. 本約款に違反したとき
10. その他、本約款の趣旨に照らし、当クラブが施設の利用を不適切と判断をしたとき

(免責事項)

第4条 当クラブは次の各号について、一切の責任を負いません。

1. 携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損
2. 駐車場での車両（自動車、バイクおよび自転車等）及び携帯品の盗難又は損傷等の事故
3. プレーに際して生じた負傷、物品破損その他の損害
4. 当クラブスタッフの指示および本約款に従わなかったことによって生じた事故、損害

(危険防止・事故防止)

第5条 当クラブでは利用者が楽しく安全に練習していただけるように、次の事項を禁止しています。利用者は必ず遵守して下さい。

1. コート以外でのプレー

2. プレーヤー以外の方のコートへの立ち入り
3. 当クラブコーチングスタッフ以外の方によるレッスン行為
4. 通路等コート以外での素振り等の行為
5. 関係者以外立ち入り禁止区域への立ち入り
6. 無許可での写真撮影、録音等の行為
7. 指定場所以外での喫煙、歩きながらの喫煙

(強風、雷、異常気象時の注意事項)

第6条 強風、雷、異常気象などの際は、プレーを中断し、当クラブスタッフの指示に従って下さい。

(施設に与えた損害)

第7条 利用者が、故意または過失によって当クラブの施設、スタッフ又は他の利用者に損害を与えたとき(不当な業務妨害による損害を含む)は、利用者による損害を賠償していただきます。

(持込み品の禁止)

第8条 施設内へは、次の各号に挙げる物品の持込みをお断りいたします。

1. 動物、ペット(補助犬を除く)
2. 悪臭又は騒音を発するもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火又は爆発の恐れのあるもの
5. その他、他人に迷惑を及ぼす物品

(行為の禁止)

第9条 施設内では、次の各号に挙げる行為はお断りいたします。万が一当該行為を発見した場合は、当クラブの利用を中止し、退場していただくことがあります。この場合、料金の払い戻しはいたしません。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品販売及び広告宣伝行為
3. 他人に迷惑を及ぼし、不快感を与え、または当クラブの平穏な運営を妨げる行為
これには大声、威圧的な言動、嫌がらせ、差別的な発言、性的な言動、スタッフを長時間拘束する行為等を含む
4. 特に許可を得た者以外のコート内の立ち入り
5. 許可なく当クラブスタッフまたは他のお客様を撮影・録音する行為
6. 名乗りを拒否した状態での執拗な問い合わせ、またはスタッフの個人情報を聞き出す行為
7. その他、当クラブが不相当と認める行為

(個人情報の取り扱いについて)

第10条 当クラブは当クラブの運営に伴い知り得た利用者の個人情報について、別途定める「個人情報保護規定」に則り安全管理に努めます。また、利用申込等の際にご記入いただいた個人情報は、契約期間更新等の事務手続き、ご予約内容、お忘れ物等についての問合せや、当クラブ主催の競技会やキャンペーン等のご案内にのみ使用しその他の目的に使用することはありません。

(施設利用の制限・退会・出入り禁止)

第 11 条 当クラブは、利用者が本約款に違反し、または第 3 条各号のいずれかに該当すると判断した場合、催告の上、あるいは違反の程度が悪質であり信頼関係を著しく棄損したと認められる場合は事前の通知なく当該利用者に対し、以下の措置を講じることができるものとします。

1. 一時的な施設利用の停止
2. クラブ・スクール受講契約の解除および強制退会
3. 将来にわたる施設への立ち入り禁止

(付 則)

この利用約款は、利用者が来場したときから効力を発生し、施設の利用を終了したときまで効力を有するものとします。又、この約款は必要に応じ改定することがあります。

以 上

京王テニスクラブ

2026 年 7 月 1 日